◇**消費税法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一一六号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部改正関係

1　調整対象固定資産の範囲に、無形固定資産として、電気事業法に規定する配電事業を営む者に対して電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利を加えることとした。（消費税法施行令第五条関係）

2　消費税が非課税とされる社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲に、母子保健法に規定する産後ケア事業として行われる資産の譲渡等を加えることとした。（消費税法施行令第一四条の三関係）

3　仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書の提出があった場合において、同日の翌日から同日以後一月を経過する日までに税務署長の承認があったときは、当該課税期間の末日においてその承認があったものとみなして、課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとした。（消費税法施行令第四七条関係）

4　電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲及び税額の計算方法を定めることとした。（消費税法施行令第七一条の二関係）

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三五号）の一部改正関係

電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲につき適格請求書等保存方式の施行に伴う所要の整備を行うこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令第一条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇**国税通則法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一七号）（財務省）

1　国税に関する法律の規定による担保の提供手続について、国税庁長官等への提出が必要となる書類の範囲を明確化した。（第一六条関係）

2　特定納税管理人の指定について、特定納税管理人として指定することができる法人と特定納税者との間の特殊の関係を定めることとした。（第三九条の二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇**国税徴収法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一八号）（財務省）

1　差押調書及び捜索調書について、立会人の押印を要しないこととした。（第二一条及び第五二条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇**租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一一九号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　利子所得の分離課税等について、適用対象から除かれる同族会社が発行した社債の利子の支払を受ける者と特殊の関係のある法人の範囲を定めることとした。（租税特別措置法施行令第一条の四関係）

㈡　障害者等の少額公債の利子の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二条の四関係）

(1)　特別非課税貯蓄申込書を提出する者が告知をすべき事項を記載した帳簿の作成に係る申請書について、金融機関の営業所等に対して当該申請書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。

(2)　次に掲げる書類の金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該金融機関の営業所等に対して当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。

イ　特別非課税貯蓄に関する資格喪失届出書

ロ　特別非課税貯蓄に関する異動申告書

ハ　特別非課税貯蓄廃止申告書

ニ　特別非課税貯蓄者死亡届出書

ホ　特別非課税貯蓄相続申込書

(3)　金融機関の営業所等の長が特別非課税貯蓄申告書等の写しを作成し、当該写しを保存することに代えて、当該特別非課税貯蓄申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存できることとする。

(4)　金融機関の営業所等の長が支払事務取扱者に対して有価証券等が本特例の適用に係るものである旨の通知をした場合における当該支払事務取扱者の当該通知の内容を記載した書類の保存に代えて、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存を行うことができることとする。

㈢　勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二条の一八、第二条の一九、第二条の二五、第二条の三一及び第二条の三三の二関係）

(1)　財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書に記載した賃金の支払者又は勤務先の名称又は所在地の変更等の事由が生じた場合には、当該勤務先の長は、当該事由が生じた旨その他一定の事項を記載した書類を金融機関の営業所等を経由してその個人の住所地の所轄税務署長に提出することができることとする。この場合において、その個人は、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書を提出したものとみなす。

(2)　財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書に記載した勤務先（以下「前の勤務先」という。）から前の勤務先以外の勤務先（以下「他の勤務先」という。）への異動があり、かつ、当該異動に係る他の勤務先が、前の勤務先に係る賃金の支払者の国内における事務所等である場合等には、当該他の勤務先の長は、当該異動があった旨その他一定の事項を記載した書類を、金融機関の営業所等を経由してその個人の住所地の所轄税務署長に提出することができることとする。この場合において、その個人は、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書を提出したものとみなす。

(3)　金融機関の営業所等の長が支払事務取扱者に対して有価証券等が本特例の適用に係るものである旨の通知又は住宅取得以外の金銭支払等があった場合の通知をしたときにおける当該支払事務取扱者のこれらの通知の内容を記載した書類の保存に代えて、これらの通知の内容を記録した電磁的記録の保存を行うことができることとする。

(4)　勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長が財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書等の写しを作成し、当該写しを保存することに代えて、当該財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存できることとする。

(5)　勤労者、勤務先の長、事務代行先の長又は金融機関の営業所等の長（以下「提出者」という。）は、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、当該申告書の提出の際に経由すべき勤務先等の長の最高限度額等を証する書類の提出に代えて、当該書類に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提出者は、当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。

(6)　提出者は、財産形成非課税異動申告書等の提出に代えて、当該財産形成非課税異動申告書等の提出を受けるべき者に対し、当該財産形成非課税異動申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提出者は、当該財産形成非課税異動申告書等を提出したものとみなす。

㈣　特定寄附信託の利子所得の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二条の三五関係）

(1)　特定寄附信託の受託者が支払事務取扱者等に対して公社債等の利子等が本特例の適用に係るものである旨の通知をした